

平成27年度施策評価シート(平成26年度実施事業)

施策名	消防	施策コード 4-2-2	作成主管課	消防本部総務課
			関係課	予防課 警防課 通信指令課

総合計画後期基本計画の内容 ※H24.2月策定

政策体系	政策	第4章 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり【生活環境】
	小政策	2 さまざまな不安や災害に強い安全なまちをつくります
現況と課題	<p>近年、都市化が進むとともに、火災の状況は複雑多様化しつつあります。また、少子高齢傾向にある中、就業構造の変化や地域の連帯意識の希薄化により、消防団員の確保が困難になるなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。</p> <p>本市ではこれまで消防本部を中心に笠間、友部、岩間の各消防署による常備消防と46個分団からなる非常備の消防団の連携により消防活動を進めてきました。消防では、住宅用火災警報器の設置促進をはじめ、広報等による防火意識の向上や消防施設の適正な維持管理に努めてきました。また、消防団組織を統合し、指揮命令系統の強化を図ってきました。救急体制においては、民間救急ボランティア(KHS)を育成し、応急手当普及啓発を推進するとともに、水戸地区救急医療協議会による広域的な救急体制の強化を図ってきましたが、高齢化や住民意識の変化などにより、救急需要が年々増加しているため、更なる強化が求められています。</p> <p>今後、生活様式の多様化などに伴う火災の状況の多様化・複雑化・大規模化に対応していくため、より一層関係機関との連携を強化し、消防力を充実させるとともに、災害を未然に防ぐための予防活動や救助活動など広範囲にわたり施策を展開していく必要があります。また、地域防災の要である消防団の強化に向け、団員の確保に努めていく必要があります。また、消防救急・無線指令業務は、国の要請に基づく県域1ブロックによる効率的整備を進めていきます。</p>	
施策目標	市民の安心・安全を確保するため、消防施設や設備の維持管理と計画的な整備を進め緊急出動の体制を整えるとともに、救急隊員の技術向上や関係機関との連携、市民に対する応急手当の普及啓発を行い、消防体制の強化を図ります。また、消防団体制の充実に努めます。	

1 総合計画進行管理

市民からの意見・反応等	消防団体制の充実に努めるとありますが、今後どのように進めていくのかと言う意見。住宅用火災警報器設置率調査のため個人宅へ行くと、どのようなことなのか全く把握していない例が多かったため普段からのPR不足を痛感した。
-------------	---

(1)目標指標1

市民実感度指標		H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
安心できる消防・救急体制が整備されていると感じている市民の割合	市民実感度	71.180	68.950	72.290	70.970		
	加重平均値	2.888	2.898	2.894	2.906		
当施策を重要と感じている市民の割合	重要度		94.620	96.180	94.880		
	加重平均値		3.784	3.771	3.759		

(2)目標指標2

数値指標		単位	H23現状値	H24	H25	H26	H27	H28
民間救急ボランティア(KHS)登録者数	目標値	人		60	80	100	100	100
	実績値	人	50	67	83	97		
	達成度	%		111.7	103.8	97.0		
	ベンチマーク							
普通救命講習会受講者数	目標値	人		1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	実績値	人	1,361	1,223	903	971		
	達成度	%		111.2	82.1	88.3		
	ベンチマーク							
住宅用火災警報器普及率	目標値	%		67.0	68.0	68.0	70.0	71.0
	実績値	%	66.2	67.5	70.4	71.0		
	達成度	%		100.7	103.5	104.4		
	ベンチマーク							
数値指標の考え方	目標値							
	実績値							
	達成度	%						
	ベンチマーク							

数値指標の考え方	指標設定の考え方	市民の安全・安心を確保するために、一次救命処置の知識を市民自ら習得していただく必要があると考え、それに関連した民間救急ボランティア(KHS)登録数及び普通救命講習会受講者数とした。 ・すべての住宅に設置義務の観点から普及率とした。
	目標値設定の考え方	十分な普通救命講習会活動をするために必要な人員を100名とした。 ・講習会の実施回数を考慮し、最小限必要と考える人数とした。 ・今後すべての住宅に設置推進の啓蒙活動を行い、毎年1%増を見込み、平成28年度目標を71%とした。

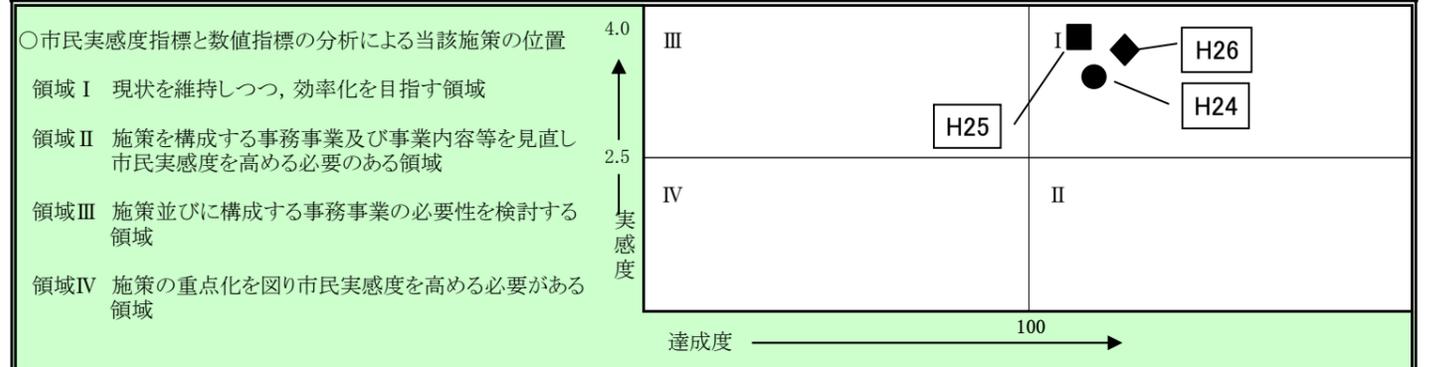
2 施策の成果向上に向けての市民と行政との役割分担をどう考えるか

市民の役割	市民(地域・団体・事業所)が自助でやるべきこと。共助でやるべきこと。市と協働でやるべきこと。 ・地域防災の要である消防団活動に理解と協力をさせていただく。 ・自助共助の精神で、積極的に防災関係の訓練や救急講習会に参加していただく。 ・火災を起こさないように防火意識を持ち、消火器や住宅用火災警報器の設置に努めていただく。 ・適切な119番通報を行うよう努めていただく。
	市がやるべきこと。県がやるべきこと。国がやるべきこと。 ・適正な指導と訓練を通じた消防団体制の強化と、団員の加入促進を図ります。 ・防災施設並びに装備品等を充実させ、各種災害に対応します。 ・防火啓発活動及び住宅用火災警報器の設置普及活動を行います。 ・119番通報時に消防ではどのような情報が必要かを、各種講習会又は広報紙等に掲載し市民に周知していきます。 ・関係機関との連携を図り、救急体制を強化します。

3 平成26年度の取組状況

取組状況等	取組み内容と成果、成果が得られた要因として考えられること。 ・救急事例事後検証や救急救命士病院実習などの実施により、各救急隊の知識や技術の向上が図られた。 ・普通救命講習会の定期開催等により、応急手当のできる市民の底辺拡大が図れた。 ・県内20消防本部により平成28年6月から茨城消防指令センターの共同運用開始に向けて専門部会で消防救急無線のデジタル化に伴う施設の整備及び維持管理・無線運用・指令運用に関する検討を進めている。 ・住宅用火災警報器のリーフレットを各種消防訓練・集会・イベント等に参加し配布、設置促進を図った。また、市広報誌やホームページを利用した広報活動により設置義務の理解を呼びかけ、設置率の向上につながった。
-------	--

4 施策の評価(現状分析)



達成度評価	指標を分析した結果施策目標は達成されたのか ・100名を目標に民間救急ボランティア(KHS)を募集し現在97名登録しているため目標値に達している。 普通救命講習会の受講者については目標値を下回った。 ・平成26年度住宅用火災警報器設置率71.0%となり、目標値の68.0%を3.0%上回った。
-------	---

構成事務事業の適正性	・安心・安全なまちづくりのため必要不可欠な事業であり適正である。
------------	----------------------------------

残された課題	平成27年度以降に残る課題、その要因として考えられること。 ・阪神淡路大震災を教訓に自助共助の精神が重要であり、地元消防団の重要性が明らかになり団員確保の必要性 ・平成28年6月1日からの共同運用開始に向けて、運用方法及び指令システムについて協議検討を行う。 ・消防車両や各種装備品で、経過年数が経っているものについての適切な点検・整備及び更新や、未整備地区への防火水槽設置に伴う用地の確保。
--------	---

5 今後の方向性

取組方針	平成28年度に向けた施策方針 ・その他の消防サービスに直結する事業については、コスト意識を徹底し進めていくと共に消防力の強化を図り住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする。
------	---

シート3-1 施策構成事務事業貢献度評価

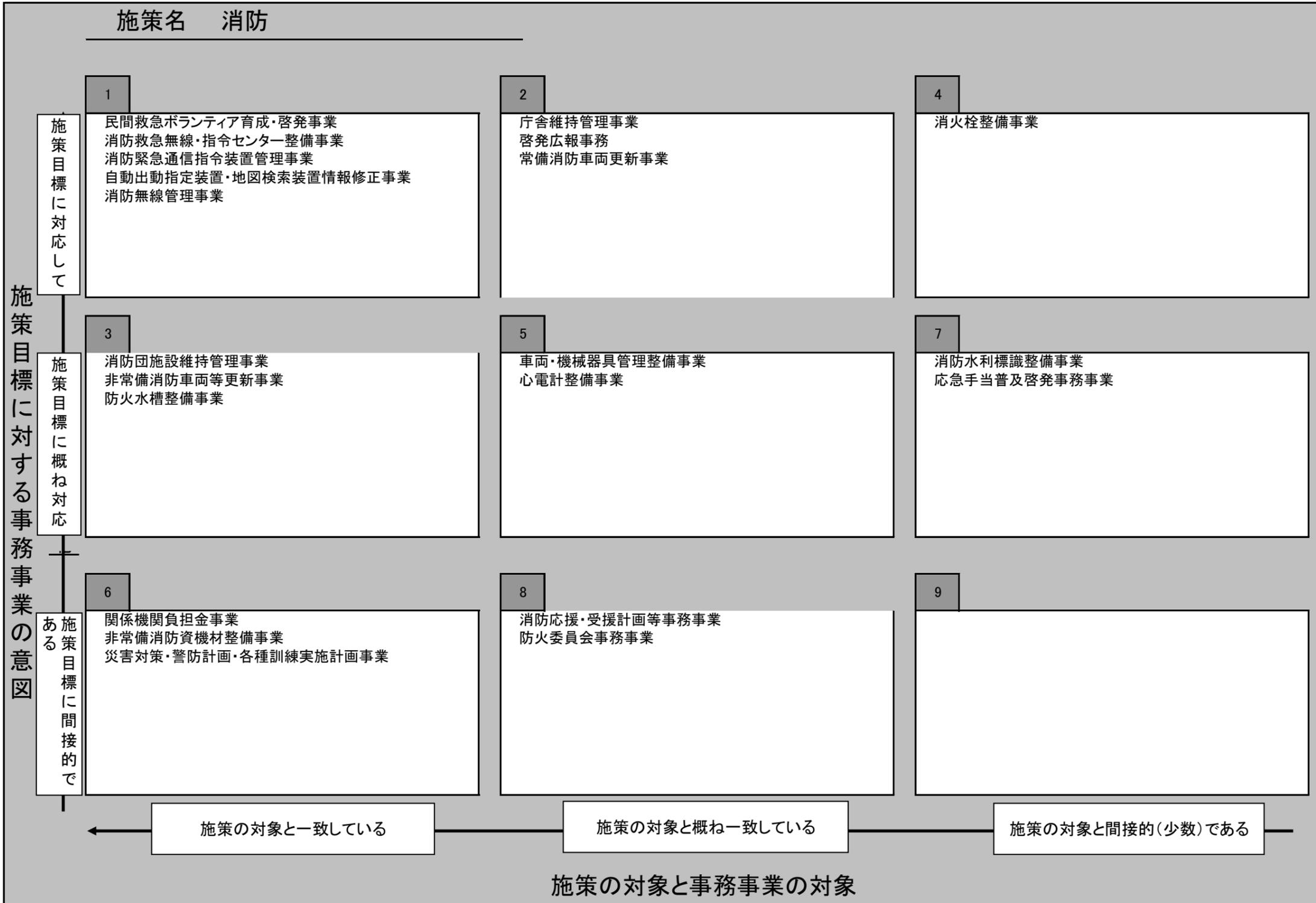
施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果			補助区分	事業費(千円)			貢献度評価			
			成果指標	単位	平成24年度		平成25年度	平成26年度	平成24年度		平成25年度	平成26年度	
1	庁舎維持管理事業	市民の安心・安全を守る観点からも消防庁舎での事務の執務・災害待機場所の施設の維持管理をすることで24時間勤務する職員に安定した消防体制を保持させ消防業務を円滑に実施させる。	維持管理事業	消防本部庁舎 消防署庁舎	施設 施設	1 3	1 3	1 3	市単	19,089	21,915	24,092	3
2	関係機関負担金事業	消防業務を全国一律化の平準化のため、国、県、関係機関、そして他消防本部とさまざまな課題に対し協議検討しており、重要な役割をになっている。	政策的事業	負担金 表彰事務	件 件	20 30	20 30	20 30	市単	459	457	457	10
3	消防団本部運営事業	住民の生命財産を守るため、地域の消防防災力において重要な役割を担っている。団員数の確保、団員としての規律、精神鍛錬及び消防技術の向上、また各種手当て、福利厚生を図り地域の防災力を保持する。	義務的事業	団員数 団員充足率	人 %	767 93	765 93	765 93	市単	58,465	29,893	27,527	義務的事業
4	消防団施設維持管理事業	消防防災活動の拠点となる消防団置場兼詰所が市内には46箇所あり、消防団車両の車検及び車両並びに消防施設等の修繕等を適切に行うことにより、安定した消防体制を保持する。	維持管理事業	車両台数 詰所数	台 棟	49 46	49 46	50 46	市単	9,465	10,684	7,872	5
5	非常備消防車両等更新事業	年数の経過のため、老朽化した消防団のポンプ車等を更新及び整備することにより、災害時における迅速かつ効率的な運用と機動力の向上を図る。	政策的事業	小型ポンプの更新 ポンプ車等の整備・更新	台 台	0 2	2 1	1 3	市単	2,996	3,928	4,648	7
6	非常備消防資機材整備事業	各分団の資機材を計画的に整備することにより、災害時における消防団活動を迅速かつ効率的な運用と機動力の向上を図るとともに団員の安全を確保する。	政策的事業	発電機 ホースカー 消防ホース	個 台 本	2 0 21	0 0 10	2 0 10	市単	1,143	1,396	372	10
7	立ち入り検査、違反処理事務	予防査察規程及び違反処理規程に基づいた計画を立て検査を実施する。不備事項について、改善計画を作成させ、継続的に指導を行い、違反処理規程に基づく是正に努める。	義務的事業	防火対象物事業所 危険物施設	%	119.6 100.7	105 103.8	100 105.7	-	-	-	-	義務的事業
8	消防同意、許認可事務	無申請、無許可施設内における火災、漏洩事故等の被害の軽減。	義務的事業	防火対象物使用開始届出 危険物施設変更完成検査	件 件	70 61	61 47	52 51	-	-	-	-	義務的事業
9	防火管理者、危険物保安監督者の育成指導事務	法的根拠に基づく防火管理者選任、消防計画の作成、消防訓練の実施、危険物保安監督者の選任、予防規程等の作成指導。	義務的事業	防火管理者育成 消防訓練指導 検査時の育成指導	人 件 施設	89 108 170	89 101 166	80 140 165	-	-	-	-	義務的事業
10	火災予防条例規制事務	笠間市火災予防条例関係の届出・不備事項の改修、全ての住宅に設置義務の住宅用火災警報器設置促進、普及率の向上。	義務的事業	住宅用火災警報器普及率 条例届出	% 件	67.5 85	70.4 87	71.0 87	市単	161	89	91	義務的事業
11	防火対象物、危険物施設規制事務	法的根拠に基づき、防火対象物及び危険物施設等において消防設備等を含め設置維持管理状況を検査し違反是正を図る。	義務的事業	改善(防火対象物) 改善(危険物施設)	件 件	58 53	43 36	50 40	-	-	-	-	義務的事業
12	啓発広報事業	防火対象物、危険物施設等の実態・統計調査を行い、集計することで違反是正、高齢者等の焼死防止対策に努める手段とする。市民へ周知することで火災に対する意識の高揚を図り災害の抑制となる。	政策的事業	実態調査 啓発パンフの配布	回 世帯	2 28,244	2 28,523	2 28,826	-	-	-	-	5
13	心電計整備事業	救急救助体制の充実。	維持管理事業	心電計の更新	台		1	0	市単	-	2,730	0	8
14	常備消防車両更新事業	消防業務全般の充実。	維持管理事業	消防車両の管理及び更新	台	1	2	1	市単	33,559	34,202	40,587	3
15	防火水槽整備事業	水利が不足している地域の解消。	建設・整備事業	防火水槽の設置(更新を含む)・撤去・修繕	基	設置6 撤去4 修繕1	設置5(撤去3基含む) 撤去3 修繕等6	設置5 撤去5 付随1	市単	35,354	29,022	32,948	5
16	消火栓整備事業	水利が不足している地域の解消。	建設・整備事業	消火栓の設置	基	3	4	10	市単	2,352	2,856	6,220	6
17	消防水利標識整備事業	消防水利設置位置を明示し、活動の円滑化を図る。	建設・整備事業	水利標識の設置	箇所	41	29	30	市単	1,145	1,029	1,045	9
18	民間救急ボランティア育成・啓発事業	普通救命講習会を通して応急手当の重要性を訴え救命率の向上を目指す。	政策的事業	ボランティア登録数	人	18	16	15	市単	187	192	177	4
事業費合計										182,457	277,831	272,186	

シート3-2 施策構成事務事業貢献度評価

施策を構成する事務事業	事業内容	事務事業性質	成果			補助区分	事業費(千円)			貢献度評価			
			成果指標	単位	平成24年度		平成25年度	平成26年度	平成24年度		平成25年度	平成26年度	
19	車両・機械器具管理整備事業	災害現場での円滑な活動に備え、機械器具の安全・性能維持に努める。	計画策定事務	備品購入 修繕 保守点検	回 世帯	15 91 13	17 78 9	16 85 15	市単	7,851	10,082	14,018	6
20	火災・救急・救助関連事務	火災・救急・救助の円滑な活動及び活動の実態を把握し、今後の消防体制の改善を図る。	義務的事業	火災・救急・救助に関連した事務処理及び統計事務	件	火災 67 救急 2,934 救助 17	火災 58 救急 3,000 救助 17	火災 53 救急 3,022 救助 37	—	—	—	—	義務的事業
21	災害対策・警防計画・各種訓練実施計画事業	各種災害に備え迅速で円滑な消火活動。	計画策定事務	想定訓練の実施 警防計画の作成	回	3 1	5 1	4 1	—	—	—	—	10
22	消防応援協定・受援計画等事務事業	火災時の迅速な対応及び円滑な活動。	政策的事業	茨城県広域消防相互応援協定連絡会議 茨城県高速自動車道等消防協議会訓練	回	2 1	1 1	1 1	市単	40	40	40	9
23	防火委員会事務事業	防火思想の普及啓発を行う。	政策的事業	防火パレード 防火キャンペーン 研修会	回	15	14	12	市単	517	517	460	11
24	応急手当普及啓発事務事業	応急手当普及啓発。	政策的事業	普通救命講習会	回 人	63 1,223	56 903	42 971	市単	368	270	378	11
25	消防救急無線・指令センター整備事業	消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センターを共同で整備する。	計画策定事務	機器数(22項目) 庁舎改修 指令施設等の撤去及び移設	式 箇所 式			1式 2箇所	国県補助	4,268	123,893	106,228	1
26	消防緊急通信指令装置管理事業	正常な機能を維持するため、点検整備を行い、障害の発生を未然に防止する。	維持管理事業	リモート 技術者依頼	件 件	34件 9件	19件 9件	8件 6件	市単	4,504	4,439	4,732	4
27	各種受付・出動指令・通信統制業務事業	正確に災害地点を決定し、迅速に部隊の出動指令を行う。	義務的事務	火災 救急(ドクターヘリ出動も含む) その他	件 件 件	68件 2940件 1478件	67件 3003件 1502件	53件 3022件 1194件	—	—	—	—	義務的事業
28	自動出動指定装置・地図検索装置情報修正事業	各種災害指令の基になる地図データを常時更新し、部隊の円滑な運用を行う。	維持管理事業	住宅・住所・目標物 修正登録 地理・水利 修正登録 無線試験	件 件 回	1483件 25件 366回	1275件 12件 365回	1047件 17件 365回	市単	68	108	0	4
29	消防無線管理事業	消防部隊相互間の統制・情報連絡の運用管理。	維持管理事業	災害時の火災・救急・救助・その他の無線使用回数	回	62540回	62460回	61230回	市単	466	89	294	2

# シート1 施策構成事務事業目的直結度評価

施策名 消防



法定受託事務(義務的事業に分類) 消防団本部運営事業 立入検査, 違反処理事務 消防同意, 許認可事務 防火管理者, 危険物保安監督者育成指導 火災予防条例規制事務 防火対象物, 危険物施設規制事務 火災・救急・救助関連事務 各種受付・出動指令・通信統制業務事業
---

事務事業の成果基準の説明
--------------

